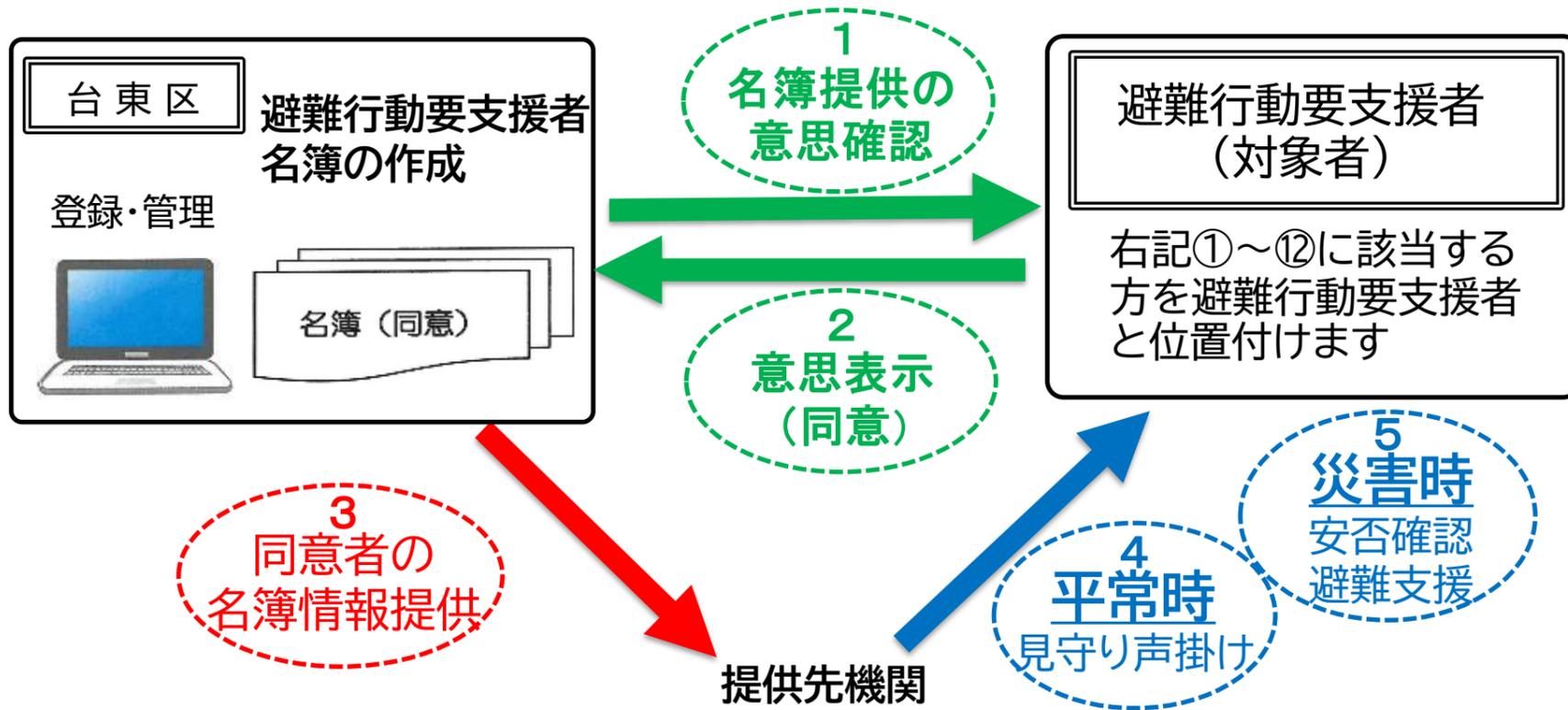


台東区避難行動要支援者名簿への登録のお知らせ

区では、災害対策基本法に基づき、右記の方を対象に、本人(代理人)の申請書提出により災害発生時の避難などの支援に活用する名簿(避難行動要支援者名簿)を作成しています。この名簿は警察・消防や地域の団体と共有し、日頃の見守り活動や、災害時の支援につなげます。



●避難行動要支援者とは？

災害発生時、自分の力で避難が困難で、支援を必要とする台東区に居住している次の方が対象です。

(施設入所者や長期入院者を除きます)

- ① 75歳以上の一人暮らしの方
- ② 75歳以上のみの世帯
- ③ 要介護3・4・5の認定を受けている方
- ④ 身体障害者手帳の総合等級1・2級かつ
下肢機能障害4級以上の方
- ⑤ 体幹機能障害3級以上の方
- ⑥ 移動機能障害3級以上の方
- ⑦ 1・2級視覚障害者の方
- ⑧ 2・3級聴覚障害者の方
- ⑨ 1・2・3度の愛の手帳所持者
- ⑩ 1・2級の精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑪ 人工呼吸器を使用している方

⑫ その他特に支援を必要とする方

①～⑪以外で、避難支援が必要な状態にある場合、危機・災害対策課までご相談ください。

(例:75歳未満の要支援・要介護1・2である方など)



災害時 申請書提出の有無にかかわらず対象者名簿を外部提供

～名簿登載を申請される方へ～

災害時には、町会や民生委員の方も被災し、警察・消防は災害対応にあたるため、支援ができないこともあります。区では、名簿登載者のうち、要介護者など、特に支援を必要とする方には、個々に「個別支援計画」を作成しています。発災時につける避難支援者の記載をお願いしており、避難支援者への依頼は、本人や家族で行います。日頃から、ご近所など、**地域の方と良好な人間関係を築く**ことが災害時の安心につながります。

●個人情報の管理は？

申請登録された個人情報は、厳重に管理しています。また、平常時、外部に情報を提供する際は、提供先と協定を締結し、個人情報漏えい防止遵守を徹底しています。

●登録した避難行動要支援者名簿の提供先は？

地域による利用

- ①担当地域の民生委員 必ず提供します。
- ②町会(自主防災組織) 希望される方のみ提供します。

公的機関による利用

- ③所管の各警察署 ④所管の各消防署 ⑤担当地域の消防団

①②は災害時に安否確認や被害状況の確認、避難所などへの誘導など可能な範囲で支援を行います。また状況に応じて必要な支援が受けられるよう、公的機関(③④⑤)へ通報します。

●名簿に記載される内容は？

申請書に記入した内容を名簿に記載します。

大丈夫でしたか…？
一緒に避難しましょう



- ①氏名(ふりがな)
- ②生年月日(年齢)
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他連絡先(FAX番号、携帯番号、メールアドレスなど)
- ⑥避難支援等を必要とする事由

●登録した名簿はどのように活用されるのか？

平常時

避難行動要支援者の所在の確認ができるようになり、日頃の見守りや声掛けに活用します。



災害時

- 避難行動要支援者の安否確認や避難誘導
- 消防等による救出・救助活動
- 在宅避難している方へのお知らせ



などが円滑に行われるように活用します。

●個別支援計画とは？

名簿登録者のうち、要介護、障害をお持ちの方など、特に支援を必要とする方で、各個人の災害時の避難に関する具体的な計画(個別支援計画)を作成していきます。

対象者には、計画作成について、別途、お知らせいたします。在宅避難が可能な方は、必ずしも作成する必要はありません。

●名簿の登録を希望するには？

申請書に必要事項を記入し、返信用封筒で郵送してください。

郵送先 〒110-8615 台東区東上野4-5-6
台東区役所 危機・災害対策課あて

※申請書がお手元がない場合、区役所危機・災害対策課にご連絡ください。

●ご不明な点がございましたら、お問い合わせください

台東区役所 危機・災害対策課 03(5246)1092